

目 次

I	調査の説明	1
II	利用上の注意	6
III	調査結果の概要	8
1	概況	8
2	事業所数	12
3	従業者数	14
4	製造品出荷額等	16
5	付加価値額	18
6	現金給与総額	20
7	生産額	21
8	原材料使用額等	21
9	在庫額	22
10	有形固定資産投資総額	23
11	工業用地・工業用水量	24
12	地域別・市町別の状況	25
IV	統計表	29
A	年次別統計表(従業者4人以上の事業所)	
	事業所数、従業者数、現金給与総額、製造品出荷額等、付加価値額	30
B	従業者規模別・産業中分類別統計表	
B 1	対前年比統計表	
その1	事業所数、従業者数 (従業者4人以上の事業所)(従業者30人以上の事業所)	31
その2	現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額 (従業者4人以上の事業所)(従業者30人以上の事業所)	32
その3	生産額、有形固定資産投資総額(従業者30人以上の事業所)	34
B 2	従業者規模別・産業中分類別統計表	
その1	事業所数、従業者数 (従業者4人以上の事業所)(従業者30人以上の事業所)	35
その2	現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産額、付加価値額 (従業者30人以上の事業所)	36

その 3	在庫額、有形固定資産額(従業者 30 人以上の事業所)	38
その 4	事業所数、事業所敷地面積、1 日当たり水源別用水量 (従業者 30 人以上の事業所)	40
B 3	産業中分類別・従業者規模別統計表(従業者 4 人以上の事業所) 事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷 額等、付加価値額、生産額、在庫額、有形固定資産額	42
B 4	産業中分類別・資本金階層別統計表(従業者 4 人以上の事業所) 事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷 額等、付加価値額	52
C	地域別・市町別統計表	
C 1	地域別対前年比統計表(従業者 4 人以上の事業所) 事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷 額等、付加価値額	60
C 2	市町別対前年比統計表(従業者 4 人以上の事業所)	
その 1	事業所数、従業者数	61
その 2	現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額	62
C 3	市町別・従業者規模別統計表(従業者 4 人以上の事業所) 事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷 額等、付加価値額、生産額、在庫額、有形固定資産額	64
C 4	市町別・産業中分類別統計表(従業者 4 人以上の事業所) 事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷 額等、付加価値額	72
C 5	市町別統計表(従業者 30 人以上の事業所) 事業所数、事業所敷地面積、1 日当たり水源別用水量	92
D	産業細分類別統計表(従業者 4 人以上の事業所) 事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷 額等、付加価値額	93
E	品目別統計表(従業者 4 人以上の事業所)	
E 1	品目別統計表(製造品出荷額 1 億円以上の品目) 産出事業所数、製造品出荷額	102
E 2	品目別統計表(加工賃収入額 1 億円以上の品目) 産出事業所数、加工賃収入額	115

参 考

統計表早見表	119
工業調査票 甲		
工業調査票 乙		

I 調査の説明

1 調査の目的

全国の工業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施されています。

3 調査の期日

平成 29 年工業統計調査（平成 28 年実績）は、平成 29 年 6 月 1 日現在で実施しました。

なお、平成 29 年工業統計調査において、調査日を 12 月 31 日から翌年 6 月 1 日に変更しています。事業所数、従業者数については平成 29 年 6 月 1 日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については平成 28 年 1 月から 12 月の実績により調査しています。

4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所および従業者 3 人以下の事業所を除く）です。

5 調査の方法

工業調査員（本社一括調査または国直送調査については経済産業大臣）が配布する調査票を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者））の自計により行っています。

甲調査票…… 従業者 30 人以上の事業所（製造、加工または修理を行っていない本社または本店を除く）

乙調査票…… 従業者 29 人以下の事業所（製造、加工または修理を行っていない本社または本店を除く）

6 集計項目の説明

（1）事業所数（平成 29 年 6 月 1 日現在の数値）

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造または加工を行っているものをいいます。なお、操業準備中、操業開始後未出荷および休業中の事業所は含めません。

（2）従業者数（平成 29 年 6 月 1 日現在の数値）

従業者とは、以下の①から⑧までに該当するものをいいます。

統計表でいう従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいいます。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} = & \text{① 個人業主及び無給家族従業者} + \text{② 有給役員} \\ & + \text{常用雇用者（③ 正社員・正職員としている人} \\ & + \text{④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）} - \text{⑦ 送出者} \\ & + \text{⑧ 出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

- ① 「①個人業主及び無給家族従業者」とは、当該事業所を経営している「個人業主」および個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従業している人（手伝い程度のものは含まない。）をいいます。

- ② 「②有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいいます。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当します。
- ③ 「常用雇用者」とは、次のいずれかに該当するものをいい、「③正社員・正職員としている人」および「④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）」に分けられます。
- a) 期間を定めずに、または1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれます。
- b) 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。
- c) 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の人。
- ④ 「③正社員・正職員としている人」とは、常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいいます。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
- ⑤ 「④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）」とは、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「③正社員・正職員としている人」以外の人をいいます。
- ⑥ 「⑤臨時雇用者」とは、常用雇用者に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）をいいます。
- ⑦ 「⑦送出者」とは、個人業主及び無給家族従業者、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいいます。
- ⑧ 「⑧出向・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人および人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

（3）現金給与総額

現金給与総額は、平成28年1月から12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」と、「その他の給与額等」の合計です。

その他の給与額とは、常用雇用者および有給役員に対する退職金または解雇予告手当、出向・派遣受入者に係わる支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいいます。

（4）原材料使用額等

原材料使用額等は、平成28年1月から12月までの1年間における次の①から⑥の合計をいいます。消費税額を含みます。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料および消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいいます。原材料として使用した石炭、石油なども含まれます。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用および暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいいます。

③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。

④ 委託生産費とは、原材料または中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造または加工を委託した場合、これに支払った加工賃および支払うべき加工賃をいいます。

⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製

品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。派遣受入者に係わる支払額、委託生産額などの外注費は含みません。

⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成 28 年 1 年間に於いて、実際に売り上げた転売品（他から仕入れてまたは受け入れてそのまま販売したもの。以下「転売品」という。）に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等

製造品出荷額等は、平成 28 年 1 月から 12 月までの 1 年間に於ける次の①から③の合計をいいます。消費税および酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含みます。

① 製造品の出荷とは、この事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、平成 28 年中にこの事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（この事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 28 年中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額とは、平成 28 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品または半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取ったまたは受け取るべき加工賃をいいます。

③ その他収入額とは、上記①、②以外の収入額をいいます。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額(従業者 30 人以上の事業所)

製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含みます。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(7) 有形固定資産の額(従業者 30 人以上の事業所)

有形固定資産の額は、平成 28 年 1 月から 12 月の 1 年間に於ける数値であり、帳簿価額によつています。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

③ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失および同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

(8) 工業用地(従業者 30 人以上の事業所)

事業所敷地面積は、平成 29 年 6 月 1 日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合またはこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外しています。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれます。

(9) 工業用水(従業者 30 人以上の事業所)

淡水・水源別用水量

工業用水とは、事業所内で生産のために使用される用水(従業者の飲料水、雑用水を含む)をいい、1日当たり用水量とは、平成28年1月から12月までの1年間に使用した工業用水の総量を平成28年の操業日数で割ったものです。

- ① 公共水道は、県または市町によって経営される工業用水道または上水道から供給を受ける水をいいます。
 - ・工業用水道とは、飲用に適さない工業用水に供給する水道(工業用水道)から取水した水をいいます。
 - ・上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水道(上水道)から取水した水をいいます。
- ② 井戸水は、浅井戸、深井戸または湧水から取水した水をいいます。
- ③ その他の淡水は、「①公共水道」、「②井戸水」、「回収水」以外の淡水をいいます。
例えば、河川、湖沼または貯水池から取水した水(地表水)、河川敷および旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水(伏流水)、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などです。

7 調査項目の見直し

平成29年調査から、統計間の整合性の確保や記入者負担の軽減を目的として、以下の項目について見直しが行われました。

- (1) 従業者数 …………… 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)により策定された標準的な指針にそって変更
- (2) 出荷額等に係る消費税の取扱い … 従前の「税込みに統一した記入」による報告を「原則税込み記入」に変更するとともに、税込み・税抜きいずれで記入したかを明確にするための調査事項「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」を設置
- (3) 工業用地及び工業用水(工業調査票甲) …………… 一部廃止
- (4) 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額…………… 廃止
- (5) 常用労働者毎月末現在数の合計(工業調査票甲) …………… 廃止
- (6) リース契約による契約額及び支払額(工業調査票甲) …………… 廃止

8 表章

産業中分類名は、次のとおり省略して用いています。

番号	省略表示	産業中分類名
09	食料品	食料品製造業
10	飲料・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業	繊維工業
12	木材・木製品	木材・木製品製造業
13	家具・装備品	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷	印刷・同関連業
16	化学工業	化学工業
17	石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品	ゴム製品製造業
20	皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業	鉄鋼業
23	非鉄金属	非鉄金属製造業
24	金属製品	金属製品製造業
25	はん用機械	はん用機械器具製造業
26	生産用機械	生産用機械器具製造業
27	業務用機械	業務用機械器具製造業
28	電子・デバイス	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械	電気機械器具製造業
30	情報通信機械	情報通信機械器具製造業
31	輸送機械	輸送用機械器具製造業
32	その他	その他の製造業

Ⅱ 利 用 上 の 注 意

1 計算項目の算出方法

- (1) 生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品・仕掛品年末価額 - 半製品・仕掛品年初価額)
- (2) 付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品・仕掛品年末価額 - 半製品・仕掛品年初価額) - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1) + 推計消費税額(*2)) - 原材料使用額等 - 減価償却額
(従業者 30 人以上の事業所)
- (3) 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1) + 推計消費税額(*2)) - 原材料使用額等
(従業者 29 人以下の事業所)
- (4) 有形固定資産投資総額 = 有形固定資産の取得額 + 建設仮勘定の年間増減(増加額 - 減少額)
- (5) 特化係数 = $\frac{\text{滋賀県の産業中分類別構成比}}{\text{全国の産業中分類別構成比}}$
- (6) 寄与度 = 対前年比増減率 × 前年構成比

*1:平成 29 年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものです。

*2:推計消費税額は平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

2 符号・数値の表記方法

- (1) 「Ⅲ 調査結果の概要」および「Ⅳ 統計表」における符号等の表記方法は、次のとおりです。
- ア 「-」は、単独で使用する場合、皆無または該当数値のないものを表します。
- イ 「0」は、四捨五入による単位未満を表します。
- ウ 「-」は、数値の前に付して使用する場合、マイナスまたは減少を表します。
- エ 「…」は、未調査で該当数値のないものを表します。
- オ 「X」は、数値を秘匿した箇所を表します。
- (※) 「X」(秘匿)は集計対象となる事業所が 1 または 2 であるため、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所です。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 または 2 の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は、併せて「X」としました。
- (2) 「Ⅲ 調査の結果の概要」および「Ⅳ 統計表」における比率(%)の表記は、各数値を小数点以下第 2 位で四捨五入しており、比率の合計が 100.0%にならない場合があります。
- (3) 「Ⅲ 調査の結果の概要」および「Ⅳ 統計表」における「年次」については、「事業所数、従業者数」と経理事項(現金給与総額、製造品出荷額等など)では調査時点が異なるため、経理事項の年度に統一しています。
- (4) 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握していますが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計しました。

ただし、以下の項目については、ガイドラインと異なる処理を行っています。

- ① ガイドラインでは在庫について補正処理の対象外とされていますが、工業統計では従前から「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」における選択範囲に「在庫額」を含めていることから、補正処理の対象とすることとし、他の金額項目に合わせて消費税込みに補正しています。
- ② ガイドラインでは輸出額の算定における転売品は直接輸出「無」とされています。一方、工業統計では従前から「品目別製造品出荷額」、「加工賃収入額」および「その他収入額」の合計に対する輸出比率を記入することとしており、実態として直接輸出比率算出の際、分母に転売品の金額を含めて算出・報告するケースが確認されたことから、転売品については直接輸出「有」として算定しています。

<ガイドライン>

http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

3 その他注意事項

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改訂)に準拠しています。一部の産業について例外がありますので詳しくは経済産業省のホームページで確認してください。

(2) 平成 29 年工業統計調査(平成 28 年実績)の回収率(調査票回収数/調査対象事業所数)は、次のとおりです。

滋賀県の回収率：96.1% (2655/2762) (従業者 4 人以上の事業所)

(3) 本文中および統計表の地域区分は次のとおりです。

地域区分表

大津・南部地域	大津市・草津市・守山市・栗東市・野洲市
甲賀地域	甲賀市・湖南市
東近江地域	近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町
湖東地域	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
湖北地域	長浜市・米原市
高島地域	高島市

(4) この報告書は、滋賀県が調査票情報をもとに独自集計したもので、経済産業省から公表される数値と相違する場合があります。

(5) この報告書についてのお問い合わせ先は、次のとおりです。

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県総合企画部統計課商工統計係
電話 077(528)3398